



佐賀県内市町における集中改革プラン取組状況（概要版）

平成22年2月17日
経営支援本部市町村課

1 . 集中改革プランの策定・公表

地方公共団体は、厳しい財政状況の中においてもしっかりとした公共サービスを提供していくため、民間にできることは民間に委ね、真に行政が担うべき役割に重点的に対応した簡素で効率的な行政を実現することが求められています。

このため各市町は、より一層積極的な行政改革の推進を図るため、平成17年3月に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間として

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

指定管理者制度の活用を含む民間委託等の推進

定員管理の適正化

などを始めとした7項目を中心に、行政改革の具体的な取り組みをわかりやすく明示した計画を平成18年度末までに策定し、公表しています。

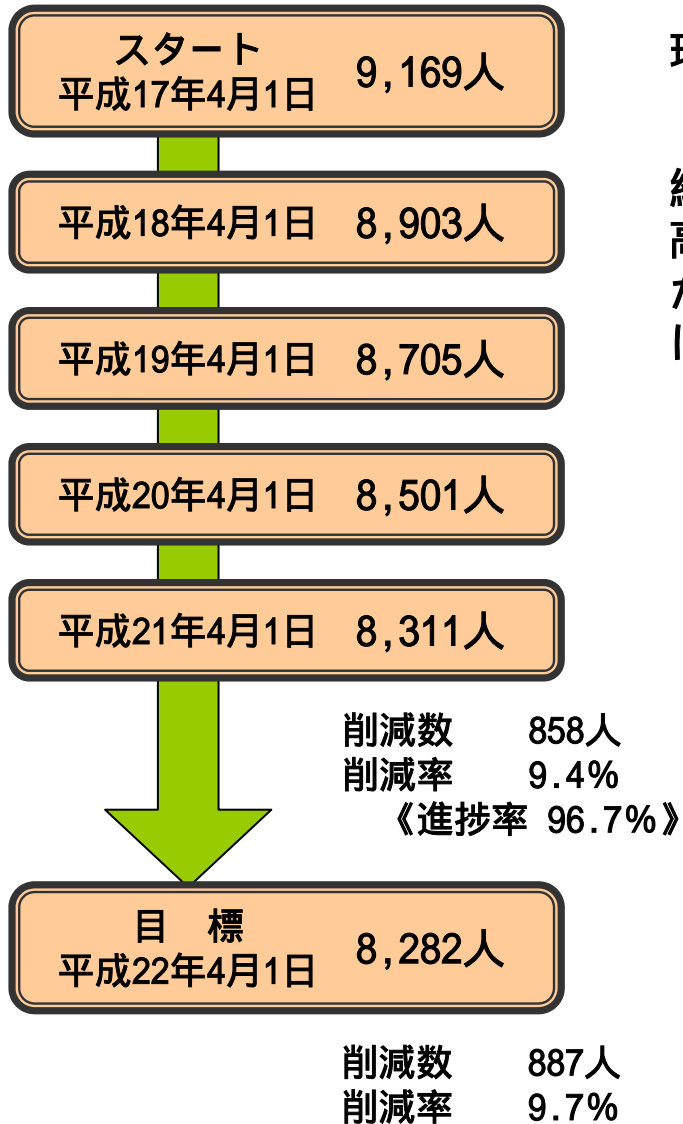
市町によって名称は異なりますが、この計画を「集中改革プラン」と呼びます。

この資料は、平成17年度から平成21年4月1日までの県内市町における集中改革プランの取組状況について、取りまとめたものです。

2. 定員管理の取組状況

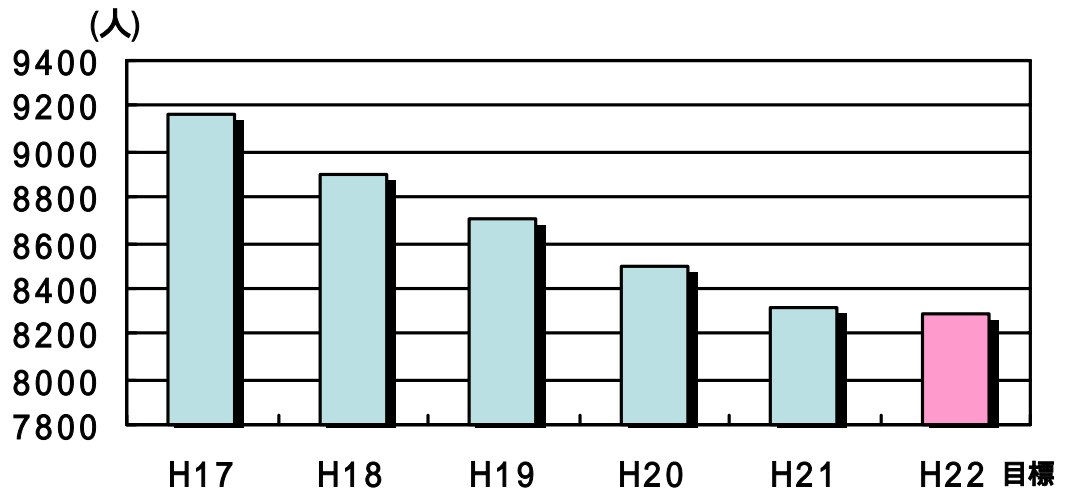
5年間で 9.7%、887人の削減目標に対し、平成21年4月1日現在までの4年間で、 9.4%、858人の削減となっています。

県内市町の削減目標は「骨太の方針2006」で要請されている純減目標(5.7%)や全国市区町村の平均目標(8.6%)よりも高い目標が設定されていますが、スタートから4年間の進捗率が96.7%となっており、平成22年4月1日の目標に向けて、順調に取り組みが進められています。



H17.4.1～H22.4.1(5年間)の純減目標

「骨太の方針2006」における純減目標	5.7%
集中改革プラン・全国市区町村平均目標	8.6%
集中改革プラン・県内市町平均目標	9.7%



各市町における定員管理の数値目標と進捗状況

(単位: 人、%)

市町名	数値目標				実績(H18)				実績(H19)				実績(H20)				実績(H21)			
	H17.4.1	H22.4.1	H17.4.1～H22.4.1		H18.4.1 職員数	H17.4.1との比較			H19.4.1 職員数	H17.4.1との比較			H20.4.1 職員数	H17.4.1との比較			H21.4.1 職員数	H17.4.1との比較		
	職員数	職員数	純減数	純減率		純減数	純減率	進捗率		純減数	純減率	進捗率		純減数	純減率	進捗率		純減数	純減率	進捗率
佐賀市	2,137	1,885	252	11.8	2,048	89	4.2	35.3	1,989	148	6.9	58.7	1,935	202	9.5	80.2	1,901	236	11.0	93.7
唐津市	1,691	1,510	181	10.7	1,654	37	2.2	20.4	1,619	72	4.3	39.8	1,588	103	6.1	56.9	1,535	156	9.2	86.2
鳥栖市	464	444	20	4.3	454	10	2.2	50.0	447	17	3.7	85.0	439	25	5.4	125.0	436	28	6.0	140.0
多久市	310	283	27	8.7	304	6	1.9	22.2	296	14	4.5	51.9	287	23	7.4	85.2	287	23	7.4	85.2
伊万里市	683	649	34	5.0	677	6	0.9	17.6	672	11	1.6	32.4	658	25	3.7	73.5	655	28	4.1	82.4
武雄市	595	510	85	14.3	560	35	5.9	41.2	544	51	8.6	60.0	524	71	11.9	83.5	497	98	16.5	115.3
鹿島市	275	255	20	7.3	269	6	2.2	30.0	262	13	4.7	65.0	258	17	6.2	85.0	253	22	8.0	110.0
小城市	486	443	43	8.8	478	8	1.6	18.6	472	14	2.9	32.6	460	26	5.3	60.5	438	48	9.9	111.6
嬉野市	226	213	13	5.8	221	5	2.2	38.5	220	6	2.7	46.2	213	13	5.8	100.0	210	16	7.1	123.1
神崎市	298	259	39	13.1	281	17	5.7	43.6	276	22	7.4	56.4	268	30	10.1	76.9	261	37	12.4	94.9
吉野ヶ里町	161	150	11	6.8	158	3	1.9	27.3	152	9	5.6	81.8	152	9	5.6	81.8	152	9	5.6	81.8
基山町	152	148	4	2.6	150	2	1.3	50.0	146	6	3.9	150.0	145	7	4.6	175.0	146	6	3.9	150.0
上峰町	84	74	10	11.9	83	1	1.2	10.0	82	2	2.4	20.0	79	5	6.0	50.0	77	7	8.3	70.0
みやき町	295	250	45	15.3	283	12	4.1	26.7	272	23	7.8	51.1	257	38	12.9	84.4	250	45	15.3	100.0
玄海町	154	145	9	5.8	152	2	1.3	22.2	149	5	3.2	55.6	149	5	3.2	55.6	153	1	0.6	11.1
有田町	417	375	42	10.1	404	13	3.1	31.0	392	25	6.0	59.5	386	31	7.4	73.8	374	43	10.3	102.4
大町町	165	145	20	12.1	159	6	3.6	30.0	154	11	6.7	55.0	153	12	7.3	60.0	146	19	11.5	95.0
江北町	105	92	13	12.4	103	2	1.9	15.4	101	4	3.8	30.8	96	9	8.6	69.2	92	13	12.4	100.0
白石町	327	314	13	4.0	320	7	2.1	53.8	315	12	3.7	92.3	311	16	4.9	123.1	308	19	5.8	146.2
太良町	144	138	6	4.2	145	1	0.7	16.7	145	1	0.7	16.7	143	1	0.7	16.7	140	4	2.8	66.7
合計	9,169	8,282	887	9.7	8,903	266	2.9	30.0	8,705	464	5.1	52.3	8,501	668	7.3	75.3	8,311	858	9.4	96.7

【参考資料】県内市町及び一部事務組合等における部門別の職員数

平成21年4月1日現在の総職員数 9,405人（市：6,473人、町：1,838人、一部事務組合等：1,094人）
 対前年減少数 200人（平成8年からの減少数 1,573人）

一般行政部門 5,297人（対前年比 122人）

国の法令等による制限が少なく、各団体が主体的に職員配置できる余地が比較的大きい部門です。平成16年度から減少しています。

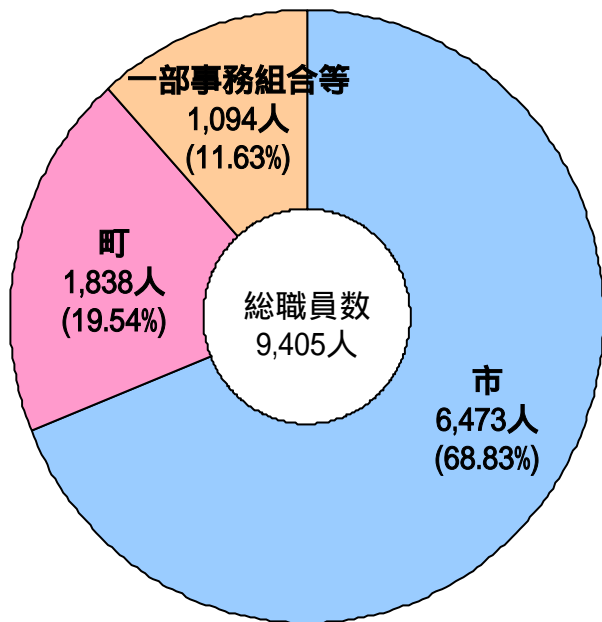
特別行政部門 2,214人（対前年比 45人）

国が法令等による配置基準を幅広く定め、直接住民サービスに影響があることから、各団体の判断による配置の見直しが困難な部門ですが、その中でも適正配置の工夫がなされ、平成9年度から減少しています。

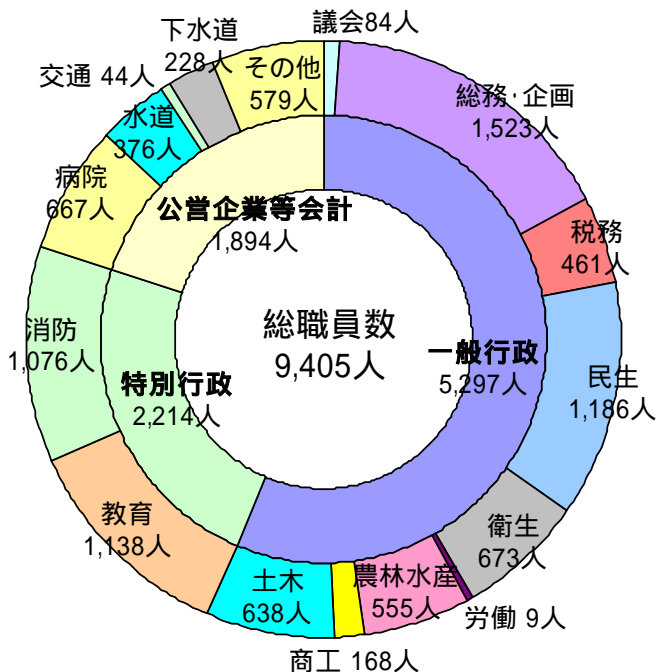
公営企業等会計部門 1,894人（対前年比 33人）

唐津市における老人ホーム事業の民間譲渡、武雄市で病院事業の民間譲渡に向けた整理が進み、対前年比で減少しました。

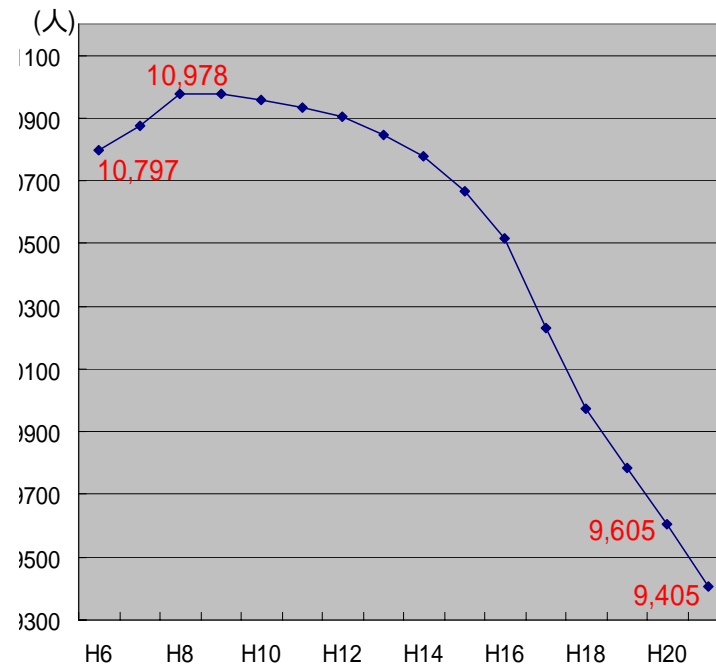
団体区分別職員数



部門別職員数



市町及び一部事務組合等の職員総数の推移



3 . 給与適正化の取組状況

厳しい経済状況のなか、民間における給与水準を考慮し、住民の理解が得られる給与制度となるよう、さらなる適正化と情報の公表を進めています。

給与制度の適正化・給与構造の見直し

給与構造の見直し 平成18年4月1日に全市町実施

年功重視から職務重視への給料表構造の転換、勤務実績のよりの確な反映、地域民間給与の反映の観点から、給料表の構造自体を見直すものです。これにより給与水準が低下しました。なお、多くの団体でいわゆる「わたり」の解消も図られました。

退職時特別昇給制度 平成19年9月末までに全市町廃止

「勤続20年以上で勤務成績が良好である」など一定の要件に該当する職員について、定年や勤奨などで退職する日に基本給を引き上げる制度。

枠外昇給制度 平成19年12月末までに全市町廃止

給料表に定める各級の最高号級を超えて昇給させる制度です。昇格の有無に関わらず一定の昇給が確保されていました。

55歳昇給抑制措置 平成18年4月1日から全市町導入

55歳以上の職員の昇給については、昇給幅を通常の職員の2分の1程度に抑制する措置です。

技能労務職員の給与水準見直し等に係る取組方針 平成20年11月末までに関係全市町策定済み

地域で同じような職種に従事する民間労働者の給与水準との均衡を図ることを柱に、給料表の見直しや職員削減などについての取組方針をまとめたものです。

特殊勤務手当の見直し

諸手当の支給のあり方について総合的に点検し、給料と重複している内容の手当や支給方法が不適切と思われる手当について、平成17年度から廃止や範囲の見直しなどの適正化を実施しています。このうち、平成21年4月1日で廃止・見直しを行った手当は下記のとおりです。

団体名	手当の名称	支給対象者	是正の内容	
佐賀市	研究手当	医師	廃止	
	特老診療手当	医師	廃止	派遣診療手当が新設されたため廃止
	放射線取扱手当	看護師等	見直し	手当額の日額化 (11,000円/月 550円/日)
	検査業務手当	看護師等	見直し	手当額の日額化 (7,000円/月 350円/日)
	薬業手当	看護師等	見直し	手当額の日額化 (7,000円/月 350円/日)
	特殊現場作業手当	看護師等	見直し	手当額の日額化 (3,000円/月 150円/日)
	派遣診療手当	医師	新設	特老診療手当の内容を見直して新設
	緊急診療等手当	医師等	新設	支給すべきであったものが制度化されていなかったため新設
	夜間看護手当	看護師等	新設	
小城市	用地交渉業務手当	従事した職員	廃止	
	保健指導業務手当	従事した職員	廃止	
	税務手当	税務課職員	見直し	支給対象を限定(徴収従事者のみ)、 手当額の日額化 (2,000円・5,000円/月 250円/日)
	社会福祉業務手当	生活保護係職員	見直し	手当額の変更 (5,000円/月 3,000円/月)
	行旅死亡人取扱手当	従事した職員	見直し	対象業務を限定(病人を除く)、 手当額の変更 (3,000円/月 2,000円/月)
	野犬等の捕獲、処理手当	従事した職員	見直し	手当額の変更 (1,000円/月 500円/月)

市町別のさらに詳しい情報はこちら

<http://www.pref.saga.lg.jp/web/kyuuyo-teisuu.html>

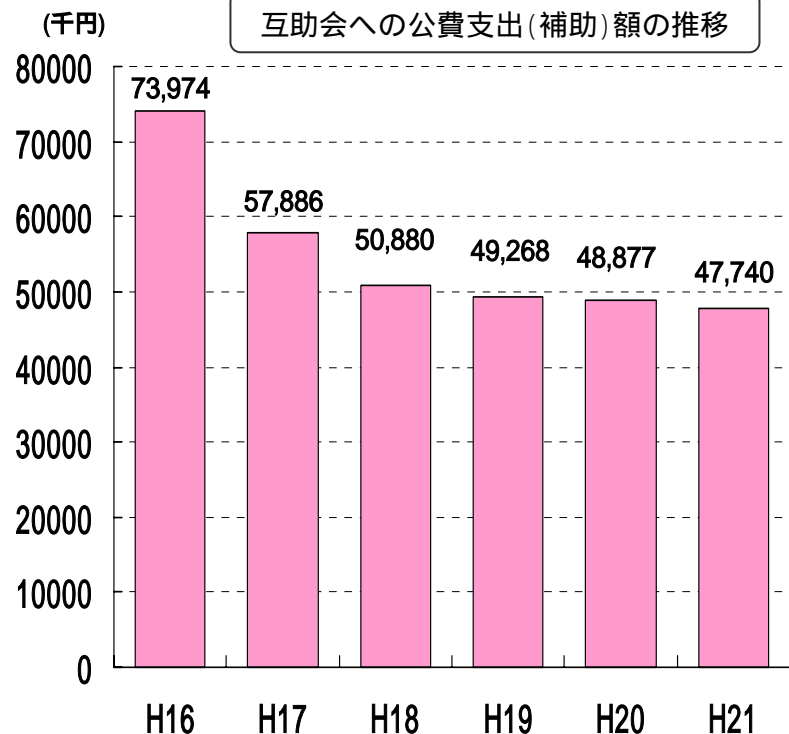
(佐賀県ホームページ > サイトメニュー「県政の運営」> 県内市町の行財政状況 > 佐賀県内市・町における職員給与・定員管理の状況)

4 . 福利厚生事業における点検・見直しの取組状況

職員の福利厚生事業は、地方公務員法第42条に基づき、雇用主である地方公共団体が実施することとされています。

平成18年8月に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」では、福利厚生事業の点検・見直しを行い、適正に事業を実施することなどが示されています。

互助会への公費支出(補助)額の推移



点検・見直しの主な事例 (H17年度～H21.4.1)

個人給付事業に対する公費支出の見直し

- ・慶弔給付事業 (H17 佐賀市)
- ・宿泊補助事業 (H19 鳥栖市)
- ・レクリエーション活動事業
(H19 白石町、H20 伊万里市、H20 吉野ヶ里町、H21 武雄市)
- ・各種祝金、弔慰金、退職記念品、災害見舞金、入院・傷病見舞金
(H17 鹿島市、H20 みやき町、H20 玄海町)
- ・退会記念品事業 (H17 嬉野市)
- ・人間ドック受診補助事業 (H20 江北町)
- ・個人給付事業全般 (合併後から 唐津市、小城市)
- ・人間ドック受診補助事業にのみ限定 (H18 有田町)

互助会への補助の見直し

- ・互助会に対し包括的に公費補助を行っていたが、補助対象事業を限定した上で、実績に応じて助成する方式に変更し、補助金を減額 (H18 多久市)
- ・互助会への補助金額を、会費相当額から会費半額相当に変更 (H19 基山町)

市町別のさらに詳しい情報はこちら

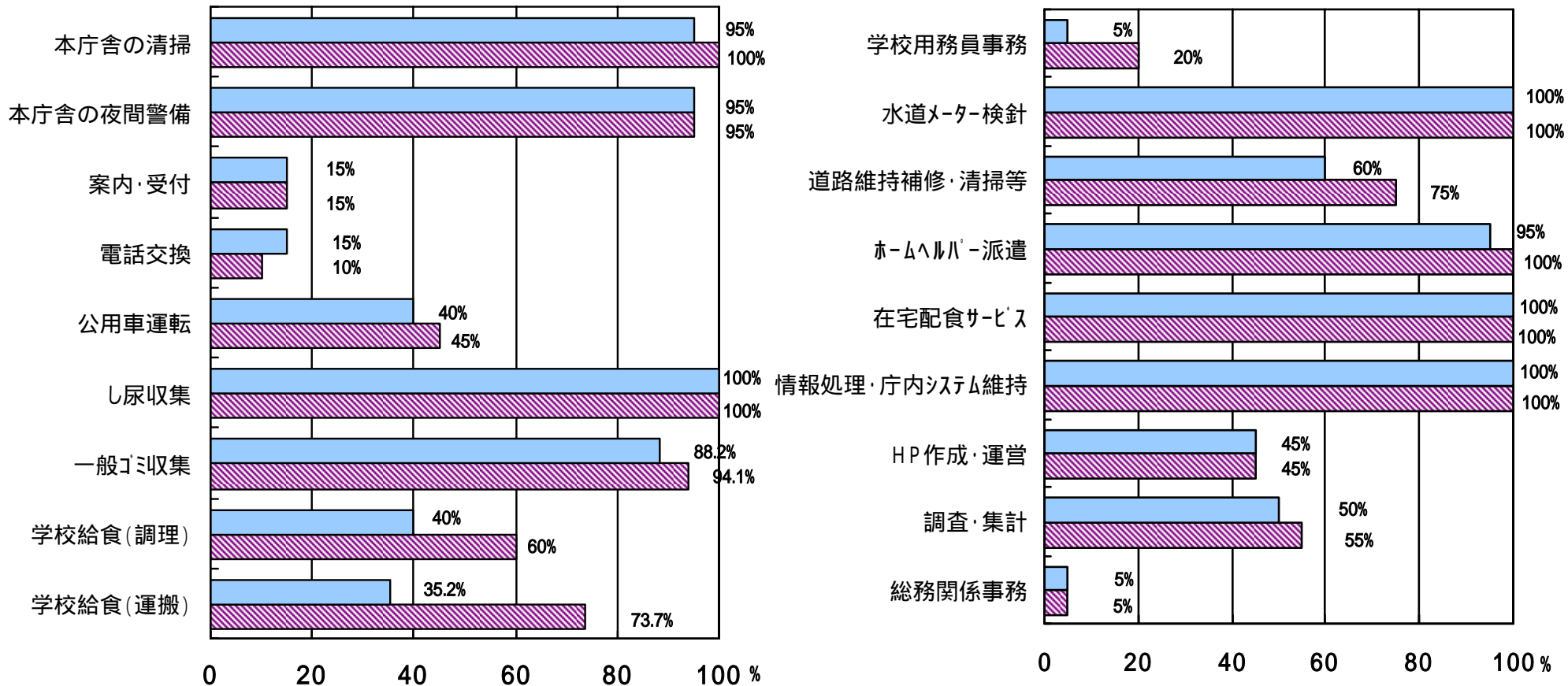
<http://www.pref.saga.lg.jp/web/10618.html>

(佐賀県ホームページ > サイトメニュー「県政の運営」> 県内市町の行財政状況 > 市町等における福利厚生事業の状況)

5 - 1 . 民間委託等の取組状況（事務事業関係）

これまで行政が直接提供してきた公共サービスについて、外部への委託等を行うことにより民間の知恵と活力を取り入れ、さらなるサービス向上と事務の効率化を図っています。

主な事務事業に係る委託実施団体の比率

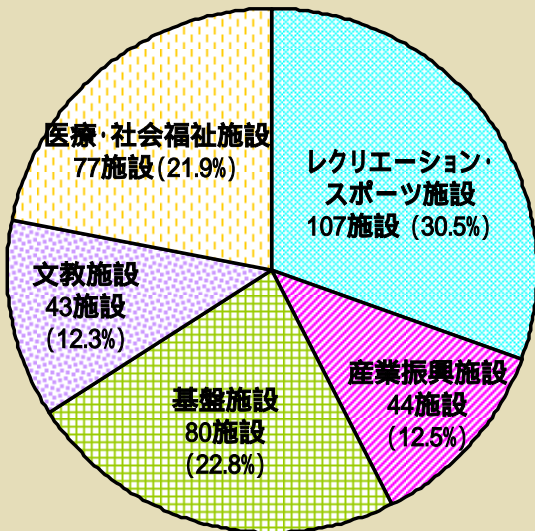
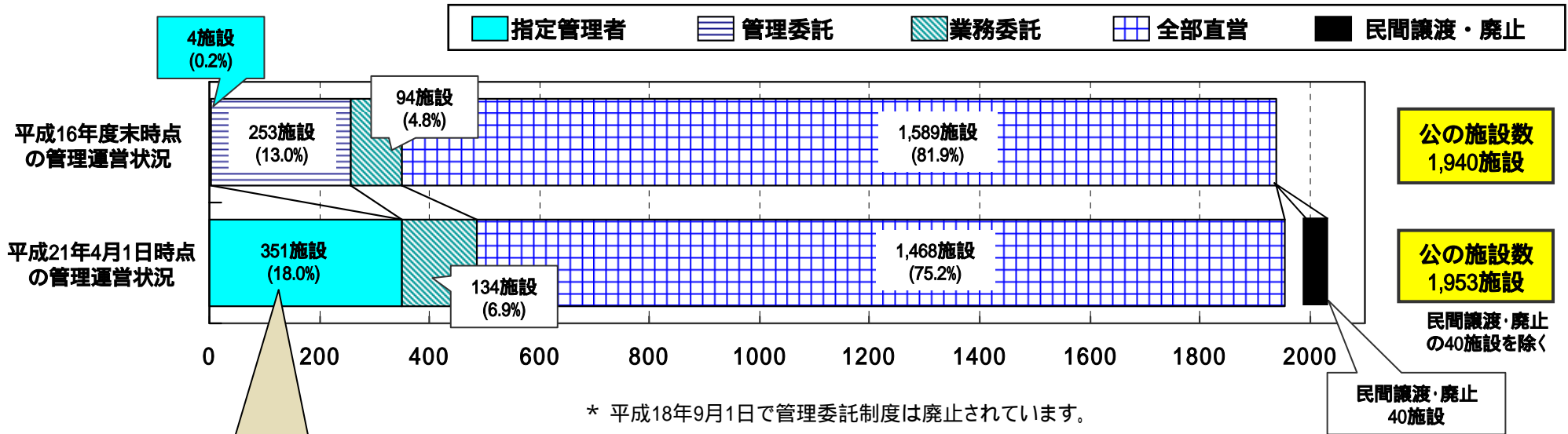


* 委託実施団体の比率 = 委託実施団体数 ÷ 事業実施団体数 × 100

平成16年度末時点 平成21年4月1日時点

5 - 2 . 民間委託等の取組状況（公の施設関係）

公の施設の管理運営状況(全体)



左の円グラフは、平成21年4月1日時点で指定管理者制度を導入している351施設を、その内容によって5つに分類したものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図ることを目的としています。

レクリエーション・スポーツ施設

競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、キャンプ場、宿泊休養施設 など

産業振興施設

物産販売所、情報提供施設、展示販売施設 など

基盤施設

駐車場、大規模公園、水道施設、公営住宅 など

文教施設

市民会館、文化会館、公民館、図書館、博物館、研修センター など

医療・社会福祉施設

老人福祉センター、児童館、保育所 など

6 . 事務事業の再編・整理、廃止・統合

各団体が自らの財政状況を踏まえ、現在実施している事務事業の必要性を見直し、再編・整理、廃止・統合を行っています。また、様々な手法で歳入の確保にも力を入れています。

【各市町の主な取り組み（H17年度～H21.4.1）】

佐賀市	自治組織を自治会制度に統一 経費節減効果 全体で 62,610千円	吉野ヶ里町	電話回線の集約化、各課直通ダイヤル導入で事務の効率化 光IP電話を導入し、通話料の大幅な削減
唐津市	軽自動車税のコンビ収納を開始（H19年度から）	基山町	限られた人員で効率的な事務執行体制を実現するため、組織・機構を改編（H20年度実施 15課 10課）
鳥栖市	目標管理制度の導入（H20年度から） 「部課長の仕事宣言！」を行い、目標及び課題の共有化を図る	上峰町	例規集を減冊、追録作成は委託内容を見直して職員で実施
多久市	庁用車の集中管理を強化 プラン取組期間中、累計で3台分の購入費にあたる 3,000千円の歳出削減	みやき町	歳入確保のため、町有施設、ゴミ袋及び広報誌等への有料広告掲載の要綱を作成
伊万里市	農業集落排水事業の健全化 H16決算 11,382千円 H20単年度収支5,049千円に改善	玄海町	文書管理システム・電子決裁システムを導入、事務処理の効率化
武雄市	合併による空き庁舎の活用 子育て及び障害者支援施設を設置、各種団体への貸し出しを実施	有田町	枠配分予算編成の導入 各課が責任を持って事業精査し、割り当てられた枠内で予算編成
鹿島市	公共的団体の補助金を見直し 市が実施しているイベントも内容を精査して、事業費を削減	大町町	各種広報誌を統合、発行経費の削減
小城市	インターネット公売を活用した差押物件の売却による滞納整理、市 税収納額向上	江北町	簡素で効率的かつ行政事務の多様化、高度化に対応した柔軟な 組織の構築（H20年度までに 12課 9課）
嬉野市	競争性の高い入札・契約方法を導入 H20年度に 単年度で 130,747千円の歳出削減	白石町	H18年度に投票区を再編 H19年度執行の知事・県議選で、H17年度執行の町長・町議選と 比較して選挙執行経費 2,706千円の歳出削減
神崎市	行政評価システムの導入 予算査定、事務事業の見直し、総合計画の進行管理に活用	太良町	会議録の印刷・製本業務の委託を廃止 H18年度に単年度で 1,775千円の歳出削減

7. 公営企業における取組状況

事務の民間委託や組織の合理化、使用料改定などの経営見直しが進められています。

地方公営企業における経営見直しの主な取り組み (H17年度～H21.4.1)

事業名	団体名	実施年度	実施内容								
水道事業	佐賀市	17年度～21年度	17年度末から平成21年4月1日までに職員数 49人減 (純減率 40.2%)								
			<table border="1"> <tr> <td>H17年度末</td> <td>H18.4.1</td> <td>H19.4.1</td> <td>H20.4.1</td> <td>H21.4.1</td> </tr> <tr> <td>122人</td> <td>108人</td> <td>89人</td> <td>82人</td> <td>73人</td> </tr> </table>	H17年度末	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	122人	108人	89人
	H17年度末	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1						
	122人	108人	89人	82人	73人						
唐津市	20年度	久里浄水場で集中管理を開始し、和多田浄水場を無人化									
嬉野市	20年度	使用料の改定									
病院事業	有田町	20年度	水道事業所と下水道課を統廃合								
	多久市	20年度	給食業務の民間委託								
	小城市	20年度	給食業務の民間委託を決定 (21年度から実施)								
下水道事業	唐津市	21年度	個別浄化槽整備事業にPFIを導入 (平成21年4月から)								
	上峰町	20年度	使用料の改定								

この他にも、次のような取り組みが進められています

武雄市 (病院事業)	平成22年2月	市民病院を民間譲渡
太良町 (病院事業)	平成22年度	地方公営企業法の全部適用に移行

参考 地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針 (平成17年3月29日総務省) (抄)

特に次の事項に留意し、経営の総点検を行い、更なる経営健全化に積極的に取り組むこと。

まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討すること。次に、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。

地方公営企業として事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。